

報告第10号

健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月3日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：％)

比率の区分	本市の比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	13.03
連結実質赤字比率	—	18.03
実質公債費比率	5.9	25
将来負担比率	40.3	350

備考：実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」

令和元年度

逗子市健全化判断比率審査意見書

逗子市監査委員

2 逗監発第 15 号
2020 年（令和 2 年）8 月 25 日

逗子市長 桐ヶ谷 寛 様

逗子市監査委員 関 口 毅
同 加 藤 秀 子

令和元年度決算に基づく健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。

健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和元年度決算に基づき、市長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の期間

令和2年7月28日から令和2年8月3日まで

3 審査の概要

審査にあたっては、令和2年7月22日付けで市長から送付を受けた令和元年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和元年度（％）	平成30年度（％）	平成29年度（％）	早期健全化基準（％）
実質赤字比率	—	—	—	13.03(13.04)
連結実質赤字比率	—	—	—	18.03(18.04)
実質公債費比率	5.9	6.2	5.8	25.0(25.0)
将来負担比率	40.3	53.6	67.5	350.0(350.0)

（注）比率が算定されない場合は「—」で表示している。

（ ）は平成30年度の基準

・実質赤字比率について

令和元年度の実質収支額は、1,285,297 千円の黒字であり、実質赤字比率は該当がない。

・連結実質赤字比率について

令和元年度の連結実質収支額は、1,720,137 千円の黒字であり、連結実質赤字比率は該当がない。

・実質公債費比率について

令和元年度の実質公債費比率（3カ年平均）は、5.9%となっており、早期健全化基準の25%を下回っている。

・将来負担比率について

令和元年度の将来負担比率は、40.3%となっており、早期健全化基準の350%を大幅に下回っている。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を上回るものはなかったが、今後とも当該比率に留意のうえ、健全で適正な財政運営に努力されたい。